

**宮崎県生活困窮者家計相談支援事業業務委託  
企画提案競技実施要領**

**1 業務の目的**

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

なお、本事業は、生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する「生活困窮者家計改善支援事業」を実施するものである。

**2 委託内容**

別添「宮崎県生活困窮者家計相談支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

**3 委託期間**

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**4 予算上限額**

4,464千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本件委託契約は、宮崎県の令和2年度当初予算が議決となり、令和2年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※ 事業実施に係る費用のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用、広告や文書発送等すべての経費を含む。

**5 対象経費**

本業務の対象経費は、次のとおりとする

給料、職員手当等、共済費、報償費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

**6 業務の処理**

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について、宮崎県（以下「県」という。）（発注者）と十分打ち合わせを行い業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

**7 応募資格**

宮崎県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書等の提出時点において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 県税(地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。)の統制下にある法人でないこと。

## 8 スケジュール

- |                |              |     |
|----------------|--------------|-----|
| (1) 実施公告       | 令和2年2月14日(金) |     |
| (2) 質問票受付期限    | 令和2年2月26日(水) |     |
| (3) 参加申込       | 令和2年3月4日(水)  |     |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和2年3月11日(水) |     |
| (5) プレゼンテーション  | 令和2年3月18日(水) | ※予定 |
| (6) 審査結果通知     | 令和2年3月下旬     | ※予定 |

## 9 企画提案競技について

### (1) 参加申込書(別紙1)の提出

- ア 提出期限：令和2年3月4日(水)午後5時まで(必着)
- イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

### (2) 質問票(別紙2)の提出

- ア 提出期限：令和2年2月26日(水)午後5時まで(必着)
- イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- エ 回答：回答は、原則として質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

### (3) 企画書等の提出

- ア 提出書類及び部数

- ① 企画提案書：6部（正本1部、副本5部）  
様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。なお、提案は、1者1案とする。
- ② 企画提案競技参加団体の概要：1部  
下記の内容を記載し、A4版にまとめること。
  - (ア) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
  - (イ) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））
- ③ 誓約書（別紙3）：1部
- ④ 経費積算書（別紙4）：1部
- ⑤ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
- ⑥ 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）：原本1部
- ⑦ 県税の納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）：原本1部
- ⑧ その他の書類（任意）：各1部
  - (ア) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料：1部
  - (イ) 類似業務の履行実績（直近2年以内）：1部

- イ 提出期限：令和2年3月11日（水）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

#### **（4） 審査方法**

書類審査及びプレゼンテーションによる「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案について、提出書類をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

ア 日程 令和2年3月18日（水） ※予定

イ 場所 県庁7号館711号室

※ プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。

#### **（5） 審査結果の通知**

令和2年3月下旬に受託者を決定し、通知する。

#### **（6） 契約の締結等**

- ア 上記（4）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目

的が競争入札に適しないものをするとき)により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

#### **(7) 提案の効力**

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の期限及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が二案以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

#### **(8) 著作権**

- ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

#### **(9) その他**

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- エ 選定結果の異議申立ては認められない。

### **10 問い合わせ及び書類提出先**

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部 福祉保健課 保護担当 瀬川

電 話 0985-26-7075

F A X 0985-26-7326

電子メール fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp